

介護保険 生活援助に回数制限 (10月～)

要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

おこなう介護保険の「生活援助」を一定回数以上利用する場合、ケアマネジャーに区市町村への届け出と地域ケア会議での検証を義務付けました。

基準回数は、要介護1で月27回(左表参照)などです。

回数が多い事例として指摘された内容は、8割が認知症、7割が独居。買い物から3食調理、配膳・下膳、服薬確認、掃



安倍政権は、今年10月からホームヘルパーが高齢者を訪問し、調理や掃除を

機械的な回数制限をやめ 暮らしの実態をふまえ必要な生活援助を



区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています

日本共産党荒川区議員

小林行男

ご意見を寄せください

区政ニュース



生活援助サービス

訪問介護のうち、入浴、食事、排せつなど直接身体に触れる「身体介護」以外のサービス。掃除、洗濯、調理など日常生活援助で、住み慣れた居宅で暮らすために欠かせないサービス。

除、洗濯など生活援助が在宅生活を支えている事例でした(左グラフ)。

もともと介護保険は、要介護認定と給付の上限額が決められることが大前提です。一人一人の個別性、必要性に応じて介護サービスを使うのが介護保険本

介護保険は、2000年に所得や家族支援のいかににかかわらず要介護認定だけで必要なサービスが受けられる保険制度としてスタートしました。地域で暮らす人の介護サービス量を勘案し、その結果として保険料が決まる仕組みでした。

利用が伸び保険給付費が大きくなるにつれ、その25%を占める国費を削りたい政府の意向で、次々と給付抑制策が打たれてきました。今回の生活援助の制限もその一環のものです。

「保険あつて介護なし」にはしてはいけません。住み慣れた居宅で住み続けるために必要な生活援助サービス提供こそ区の責務です。

来の姿ではないでしょう。今回の基準回数の設定は、必要な生活援助サービスの抑制、利用制限につながりかねないものです。

「保険あつて介護なし」にはしてはいけません。住み慣れた居宅で住み続けるために必要な生活援助サービス提供こそ区の責務です。



NO. 686
2018.5.27

区議会控室
TEL 3802-4627
FAX 3806-9246
Email: arajcp@tcn-catv.ne.jp
ホームページ
http://www.tcn-catv.ne.jp/jcpara/

東尾久相談室
東尾久2-37-3
TEL・FAX 3895-0508

第10回 あらかわバラの市

第10回を迎えた「バラの市」19日に開催される。今回は、町屋駅前とゆいの森あらかわと二か所で行われた。晴天にも恵まれたたくさんの人出の中で約6000鉢のバラが販売されました。リピーターの方々もたくさんいらっしゃりようでした。

町屋駅前会場(右)
ゆいの森あらかわ会場(左)

法律相談会

毎月第3火曜日(午後6時から)北千住法律事務所の弁護士による法律相談会をおこなっています。できるだけ事前にご連絡ください。また、暮らし・区政などのご相談はいつでもお気軽に

6月の相談会は、6月19日(火)

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所と連絡して、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

尾久消防団・消防操法審査会！



各分団の受け持ち区域

- 第一分団 町屋1・2丁目
- 第二分団 町屋3・4・8丁目
- 第三分団 町屋5・6・7丁目
- 第四分団 東尾久1・2・3・6・7丁目
- 第五分団 東尾久4・5・8、西尾久1・2・3丁目
- 第六分団 西尾久4・5・6・7・8丁目



5月20日、尾久消防団の128名が参加して6つの分団が日頃から訓練を重ねている消防操法を披露して5つの基準（操法の習熟度、行動・動作の敏捷性、土気・規律・節度の状況、安全管理、基準タイム）で審査して競う審査会です。どこの分団もきびきびした動きで消火作業が行われました。いつ起こるかわからない震災などお互い備えをしっかりとりたいものです。



尾久消防団では団員を募集しています

入団するには・・・。
尾久消防署管内に居住もしくは勤務している方で、18歳以上の心身ともに健康な方。
問合せ：尾久消防署 防災安全係
3800-0119 内線320

セミナー「若者のひきこもり等に対して家族ができる支援」

日時：6月9日（土）午後2時から午後3時30分
注釈 セミナー終了後、個別相談会も行います（事前予約制）
対象者・定員：荒川区にお住まいで、長期間仕事に就いていない概ね40歳以下のご家族をお持ちの保護者の方・10名（先着順）
会場：ムーブ町屋 4階 会議室B（ミニギャラリー）
参加費：無料 講師：河野 久忠（この ひさただ）氏
（NPO法人 青少年自立援助センター）
参加申込み：わかもの就労サポートデスク電話：03-3800-6188
（電話受付時間：平日午前10時から午後6時）
申込締切は、6月8日（金）

この「こたわる」は、使われず、

「こたわる」は、

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわる」は、

「こたわる」は、

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわり物の「こたわる」のよう

言葉

こたわる

「こたわる」は、

「こたわる」は、

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわり物の「こたわる」のよう

「こたわり物の「こたわる」のよう

『「赤旗」は、言葉をどう練り上げているか』より

商店街は元気がいい・・・

熊野前ヨガフェス！

5月20日（日）熊野前商店街で開催。ストリートヨガや個性豊かな出店がいっぱい。奥の公園では「フリーマーケット」も・・・。

たくさんの人出でにぎわいました。

また、出てきた安倍首相のウソを裏付ける「重大文書」いつまでシラを通すのでしょうか。もうきっぱり真実を語ってほしいものです。社会がおかしくなります。

東京土建の住宅デーで包丁を研いでもらいました。よく切れるようになりびっくり、自分ではなかなかしないので大助かりでした。